

令和4年度

内部統制評価報告書

仙台市

はじめに

仙台市では、地方自治法第150条第1項の規定に基づき、仙台市内部統制基本方針（令和2年3月31日）を策定し、令和2年度から内部統制体制の整備と運用を行っています。

この報告書は、同条第4項の規定に基づき、市長の権限に属する事務について、内部統制体制の整備状況と運用状況を評価し、作成したものです。

なお、本市においては、同基本方針に基づき、本市の行政委員会及び公営企業管理者の権限に属する事務についても一体的に推進することとしていることから、それぞれの内部統制体制の整備状況と運用状況についても評価し、作成したものです。

令和5年7月10日 仙台市長 郡 和子

目次

【市長の権限に属する事務】

令和4年度仙台市内部統制評価報告書	1
◆令和4年度 内部統制制度に係る「重大な不備」一覧	2

【行政委員会の権限に属する事務】

令和4年度仙台市教育委員会内部統制評価報告書	11
◆令和4年度 内部統制制度に係る「重大な不備」一覧	12
令和4年度仙台市選挙管理委員会内部統制評価報告書	14
令和4年度仙台市青葉区選挙管理委員会内部統制評価報告書	15
令和4年度仙台市宮城野区選挙管理委員会内部統制評価報告書	16
令和4年度仙台市若林区選挙管理委員会内部統制評価報告書	17
令和4年度仙台市太白区選挙管理委員会内部統制評価報告書	18
令和4年度仙台市泉区選挙管理委員会内部統制評価報告書	19
令和4年度仙台市人事委員会内部統制評価報告書	20
令和4年度仙台市監査委員内部統制評価報告書	21
令和4年度仙台市農業委員会内部統制評価報告書	22

【公営企業管理者の権限に属する事務】

令和4年度仙台市水道局内部統制評価報告書	23
◆令和4年度 内部統制制度に係る「重大な不備」一覧	24
令和4年度仙台市交通局内部統制評価報告書	25
令和4年度仙台市ガス局内部統制評価報告書	26
令和4年度仙台市立病院内部統制評価報告書	27

※市長の権限に属する事務：仙台市事務分掌条例に定める市長が設けた局及び仙台市区役所事務分掌規則に定める区役所、並びに仙台市消防本部及び消防署条例により設置した仙台市消防局、各消防署において行う事務、補助執行により行政委員会が行う事務

※行政委員会の権限に属する事務：地方自治法及び各委員会規程等により定められた行政委員会が行う事務（上記補助執行を除く）

※公営企業管理者の権限に属する事務：地方公営企業法及び各公営企業事務分掌規程により定められた公営企業が行う事務

市長の権限に属する事務

令和4年度仙台市内部統制評価報告書

地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和2年3月31日策定）に基づき、市長の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っております。

2 評価手続

令和4年度を評価対象期間とし、令和5年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、市長の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

（1）整備状況の評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、評価基準日において整備上の重大な不備は確認されず、有効に整備されていると判断しました。

（2）運用状況の評価結果

評価対象期間中の運用上の重大な不備を把握したため、当該事務においては、有効に運用されていませんでしたが、上記を除くその他市長の権限に属する事務の執行の結果としては、有効に運用されていると判断しました。

4 重大な不備の是正に関する事項

把握した「重大な不備」については、次ページ以降の一覧のとおり、再発防止の徹底を図り、対応策の適時適切な見直しを継続していくものとします。

令和5年7月10日 仙台市長 郡 和子

◆令和4年度 内部統制制度に係る「重大な不備」一覧

※評価対象期間中に覚知した事案のほか、組織全体にまたがる不備である場合等、影響範囲の調査や原因の分析、再発防止策の検討・実施に時間を要する場合がありますため、評価対象期間以前に発生・覚知した事案についても記載することとしている。

【事案1】 期末・勤勉手当に係る源泉所得税の納付遅延

(総務局人材育成部労務課)

概 要	給与等から源泉徴収した所得税については、翌月 10 日までに税務署へ納付しなければならないが、令和 4 年 6 月 30 日支給の期末・勤勉手当に係る所得税 960,638,388 円について 8 月 2 日時点で税務署へ納付していないことが判明したものの。【運用上の不備】		
原 因	○ マニュアルの記載が不十分だったことに加え、担当者の所得税納付に係る法令の理解が不足しており、給与支給月の翌月 10 日（本件の場合、令和 4 年 7 月 10 日が日曜日のため翌日 11 日）ではなく、会計処理上、源泉所得税の払出し手続きが可能になる日（本件の場合、7 月 4 日）の翌月 10 日が納期限と誤認していたこと。 ○ 当該処理に係る決裁の過程で、7 月 11 日納付分に、6 月 30 日支給の期末・勤勉手当に係る源泉所得税が含まれていないことに気付くことができなかったこと。		
影 響	延滞税及び不納付加算税の発生 計 49,484,200 円 （・延滞税 1,452,700 円 ・不納付加算税 48,031,500 円）		
発 生 日	令和 4 年 7 月 11 日	覚 知 日	令和 4 年 8 月 2 日
再発防止策確認日	令和 4 年 11 月 24 日		
再発防止策	○マニュアルの改訂及び研修の実施 ・源泉徴収事務に従事する職員が必要な基礎知識を習得できるよう、根拠となる法令や実務上の留意点を明示したより分かりやすいマニュアルに刷新することとした。また、庁内で源泉徴収事務に従事する職員が必要な基礎知識を習得できるよう、新たに研修の機会を設け、全庁的に周知徹底を図ることとした。 ○年間スケジュールの共有とチェックシートの作成 ・納税事務に係る年間スケジュールを課内で共有し、進捗状況を組織的に把握・管理することによって、漏れや遅れが生じないようにした。また、前年度の納付額との比較等が可視化できるよう、チェックシートを作成し決裁の過程での確認を徹底することとした。		

【事案 2】源泉所得税の徴収誤り及び納付の遅れ

(総務局人材育成部労務課・会計室会計課)

<p>概要</p>	<p>令和 4 年 12 月に実施した源泉所得税の徴収漏れ等に関する全庁緊急調査等により、源泉所得税の徴収誤り及び納付の遅れが判明したもの。【運用上の不備】</p> <p>(1) 源泉所得税の徴収誤り 平成 30 年以降の各課等の支払において、所得税法第 183 条及び第 204 条に係る源泉所得税の徴収漏れ、過少徴収及び過大徴収が判明したもの。</p> <p>(2) 源泉所得税の納付の遅れ 平成 30 年 4 月分から令和 4 年 9 月分までの各課が月末に徴収した所得税法第 183 条及び第 204 条に係る源泉所得税について、税務署への納付が 1 か月遅れていたことが判明したもの(対象金額: 11,774,244 円 (1,018 件))。</p>		
<p>原因</p>	<p>(1) 支払の相手方を法人と誤認したこと、委託業務でも徴収が必要という認識が不足していたこと、給与所得の範囲の誤認や税額表の適用誤りなど制度の認識や周知が不足していたこと。</p> <p>(2) 納付事務に必要な情報が記載された納入済通知書が労務課・会計課に届くまでに時間を要するため、納期限までに所得税を納付することを優先させ、一定の日に払出の事務処理を行っていたため、月末に徴収したものを集計に含めることができず翌々月納付となっていたこと。</p>		
<p>影響</p>	<p>(1) 源泉所得税の徴収誤り (徴収漏れ・過少徴収・過大徴収)</p> <p>○金額: 18,835,262 円 (内訳: 市長部局等:16,669,217 円、交通局:774,090 円、ガス局:127,105 円、市立病院:1,264,850 円)</p> <p>※時効完成分 24,067 円を含む</p> <p>○件数: 264 件 ○期間: 平成 30 年 1 月分～令和 5 年 1 月分</p> <p>(2) 延滞税・不納付加算税の支払</p> <p>○徴収漏れ等に係るもの 889,400 円</p> <p>○納付の遅れに係るもの 466,000 円</p>		
<p>発生期間</p>	<p>平成 30 年 1 月～令和 5 年 1 月</p>	<p>覚知日</p>	<p>令和 4 年 11 月 28 日</p>
<p>再発防止策確認日</p>	<p>令和 5 年 4 月 21 日</p>		
<p>再発防止策</p>	<p>○手引きの改訂及び研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・源泉所得税の徴収事務について記載している会計事務の手引付録を全面的に見直し、新たに導入したチェックリストの使用方法を含め、徴収事務に関する研修を実施し全庁に周知を行った。 <p>○情報共有の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計事務の手引において月末 5 営業日に各課が支払いを行う場合、労務課又は会計課に支払情報を提供することを徹底し、両課において納期限内に納付すべき案件をもれなく把握することとした。 		

【事案3】心身障害者医療費助成制度における後期高齢者医療制度対象者に対する100円未満助成額の誤支給（健康福祉局障害福祉部障害企画課）

<p>概要</p>	<p>心身障害者医療費助成制度では、診療報酬明細書(レセプト)1件当たりの自己負担相当額をもとに判定を行い、その全額又は3分の2の額が100円未満の場合には、「仙台市心身障害者医療費の助成に関する規則」において支給しないこととされているが、システム改修により後期自動償還^{※1}の仕組みを取り入れた平成20年度以降、100円未満の助成額対象者にも支給されていたもの。【運用上の不備】</p>		
<p>原因</p>	<p>○後期自動償還処理の開発時（平成19年度）に、レセプト単位で自己負担相当額が100円未満かどうかを判断する仕様とすべきところ、ひと月の自己負担相当額を合計した金額で100円未満かどうかを判断する仕様になっていたこと。</p> <p>○平成30年4月稼働の国保自動償還^{※2}処理開発時には今回の事象を把握しており、その際、国保自動償還については100円未満を切り捨てる仕様としたが、後期自動償還については保険制度の違いにより処理が違ふとの認識のもと、支給誤りとは捉えず、見直しは行われなかったこと。</p>		
<p>影響</p>	<p>後期高齢者医療制度対象者に対する助成額の誤支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ○件数：10,133人 ○金額：3,267,442円 ○期間：平成20年4月～令和4年6月までの支給分 ※上記の内、返還対象となるもの（時効分を除いたもの） <ul style="list-style-type: none"> ・件数：7,959人 ・金額：2,338,208円（一人当たり最大8,894円） ・期間：平成24年10月～令和4年6月 		
<p>発生期間</p>	<p>平成20年4月～令和4年6月</p>	<p>覚知日</p>	<p>令和4年6月15日</p>
<p>再発防止策確認日</p>	<p>令和4年10月19日</p>		
<p>再発防止策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○適切なシステムの改修及び構築 <ul style="list-style-type: none"> ・現行システムにおいては、レセプト1件当たりの自己負担相当額が100円未満の場合は助成の対象とならないようシステム改修等を行い、現在構築中の新医療費助成システムにおいても同様に設計を進めることとした。 ○検証作業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・今回のケースの他、過去にあった事故等のケースも含めて、改善されているかのテストを実施することとした。 		

※1 宮城県後期高齢者医療制度加入者について、宮城県後期高齢者医療広域連合より提供される医療情報を活用し、自動で口座振り込みにより助成金を支給する方法

※2 仙台市国民健康保険加入者について、宮城県国民健康保険連合会より提供される医療情報を活用し、自動で口座振り込みにより助成金を支給する方法

【事案4】地域生活移行個別支援特別加算に係る誤決定及び過払い

(健康福祉局障害福祉部障害企画課・太白区保健福祉センター障害高齢課)

<p>概要</p>	<p>共同生活援助（グループホーム）の利用者に係る地域生活移行個別支援特別加算について、医療観察法の通院処遇期間に限定して支給決定すべきところ、期間終了後も誤って加算を付けて支給決定していたもの。また、うち1件について誤って加算を付けて給付費を支払っていたもの。【運用上の不備】</p> <p>(1) 誤決定 医療観察法の通院処遇期間終了後、本来加算を外すべきだったが、障害者基本システム上、加算を外さなかった。 事業者からの加算に係る給付費の請求がなく、給付費の過払いは生じていないが、加算期間終了後も誤って加算を付けて支給決定をしているものが若林区及び太白区で各1名、泉区で2名の計4名判明したものの。</p> <p>(2) 誤決定及び過払い 加算期間終了後も誤って加算を付けて支給決定しており、平成29年7月提供分～令和5年1月提供分について加算を付けた額での請求を受け、給付費が事業者を支払われていたものが太白区で1名判明したものの。</p>		
<p>原因</p>	<p>(1) 誤決定 ○3年の加算期間終了時に加算を外す必要があるという認識がなかったこと。</p> <p>(2) 誤決定及び過払い ○通院処遇期間終了時に加算終了の支給決定をしなかったこと。 ○当時の支給決定担当者が、3年の期間終了時に障害者基本システム上、自動的に加算が終了になるものと誤認し、後任者への引継ぎが行われずに組織的な確認が不十分であったこと。 ○加算期間終了後も毎年のサービス支給決定時等に、誤りに気付かなかったこと。</p>		
<p>影響</p>	<p>加算の誤決定及び障害福祉サービス給付費の過払い</p> <p>○誤決定：5名（5名中、過払いが生じているのは1名のみ）</p> <p>○過払い：15,595,996円（暫定）（1事業者）</p>		
<p>発生期間</p>	<p>平成29年6月～令和5年3月</p>	<p>覚知日</p>	<p>令和5年3月20日</p>
<p>再発防止策確認日</p>	<p>令和5年4月7日</p>		
<p>再発防止策</p>	<p>○マニュアルの見直し ・各区・宮城総合支所において統一的な対応が図られるよう、マニュアルを見直し、システムのメモ欄を活用した加算終了日の管理や受給者証への印字による加算期間の明確化を図ることとした。</p> <p>○事務処理手順の見直し ・期間が定められた加算の決定を行う場合には、障害福祉サービスの支給決定簿の表紙とシステムのメモ機能に加算の名称・期間を明記することとした。また、加算対象者ごとに「利用サービス種別」「加算の有無」「期間」などの項目を記載した確認簿を作成し、ダブルチェックを行うとともに、支給決定の度に課長までの供覧を行うこととした。</p> <p>○研修の実施 ・各区・宮城総合支所において統一的な対応が図られるよう、研修等により担当者への周知徹底を行うこととした。 ・各種加算制度の理解促進を図る新任・異動者向けの研修を実施することとした。</p>		

【事案5】公費負担医療対象者の高額介護(予防)サービス費等支給における算定誤り

(健康福祉局保険高齢部介護保険課)

<p>概要</p>	<p>介護保険制度において、1 か月ごとの利用者負担額が一定の上限額を超える場合、超過した利用者負担分は「高額介護(予防)サービス費」として払い戻されるが、高額介護(予防)サービス費を算出するシステムの設定に誤りがあることが判明し、公費負担医療対象者が訪問看護等の介護サービスを利用した際の利用者負担分を含めずに算出していたことから、過少に支給されていたもの。また、各医療保険と介護保険の1年間の自己負担額を合計して一定の限度額を超えた場合に、申請によりその超えた金額を支給する高額医療合算介護(予防)サービス費についても、過少に支給されていたもの。【運用上の不備】</p>		
<p>原因</p>	<p>○高額介護サービス費等の算定に当たり、全額公費負担医療対象者が訪問看護等の介護サービスを利用した際、利用者負担が生じるケースがあるが、システムの設計上、当該利用者負担分を含めずに算出していたこと。</p>		
<p>影響</p>	<p>○高額介護(予防)サービス費 ・件数・人数：1,883件・199人 ・金額：過少支給1,690,606円(一人当たり最大174,217円) ・期間：平成30年3月利用分～令和4年3月利用分 ○高額医療合算介護(予防)サービス費 ・件数・人数：47件・40人 ・金額：過少支給141,116円(一人当たり最大19,133円) ・期間：平成30年8月利用分～令和3年7月利用分</p>		
<p>発生期間</p>	<p>平成30年5月～令和4年5月</p>	<p>覚知日</p>	<p>令和4年4月8日</p>
<p>再発防止策確認日</p>	<p>令和4年6月30日</p>		
<p>再発防止策</p>	<p>○検証作業の徹底 ・制度改正等に伴うシステム改修に当たっては、適用条件の確認を行うとともに、具体の事例を用いた検証作業を行うなど強化することとした。</p>		

【事案6】子ども医療費助成及び母子・父子家庭医療費助成における二重支給

(子供未来局子供育成部子供支援給付課)

<p>概要</p>	<p>子ども医療費助成及び母子・父子家庭医療費助成では、保険診療による医療費の自己負担分の全部又は一部について助成を行っているが、令和5年2月15日支給分の当該助成金について、青葉区以外の対象者に係る金融機関へのデータ送信を二重に行ってしまったことにより、該当者に対して二重に支給したもの。【運用上の不備】</p> <p>《経緯》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各医療費助成に係るシステム改修作業を進める中で、令和5年2月9日に、子供支援給付課が口座振込データ伝送システムにおいて支払いデータのテスト処理を実施し、完了した。 ○同日、子供支援給付課が2月15日支給の正規データ（全区分）を口座振込データ伝送システムで送信した。 ○この時、テスト環境となっていたのは青葉区分のみであったため、同区以外の4区分については、2月15日支給の正規データが作成された。 ○口座振込データ伝送システムがテスト環境にあり正規データが送信されなかったため、会計課から子供支援給付課に対し、翌日以降に正規データを再度送信して欲しい旨の連絡があり、翌2月10日に、再度、子供支援給付課が全区分のデータを口座振込データ伝送システムで送信した。 ○これにより、青葉区以外の4区については、正規データが2度送信・作成され、助成金が二重に支給されることとなった。 		
<p>原因</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○子供支援給付課と会計課との間で、テスト環境の範囲等について相互に確認がされておらず、認識に齟齬があるまま処理が行われたこと。 ○システムのテスト実施日に正規データの送信を行うことについての取扱いが定められておらず、両課間で確認がされていなかったこと。 		
<p>影響</p>	<p>子ども医療費助成及び母子・父子家庭医療費助成における二重支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ○件数：子ども医療 191 件、母子・父子家庭医療 1,328 件 ○金額：子ども医療 1,458,171 円（一人当たり最大 103,378 円）、 母子・父子家庭医療 6,676,394 円（一人当たり最大 159,417 円） 		
<p>発生日</p>	<p>令和5年2月15日</p>	<p>覚知日</p>	<p>令和5年2月15日</p>
<p>再発防止策確認日</p>	<p>令和5年2月27日</p>		
<p>再発防止策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○マニュアルの改訂 <ul style="list-style-type: none"> ・子供支援給付課の業務マニュアルに、システムのテスト実施日には正規データの送信は不可である旨明記した。 ○テスト作業に関する手順書の作成及び書面での確認の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・会計課において、システムのテスト実施に係る手順等を新たに定めるとともに、テスト実施の際には、関係課との間で必要事項や注意点を書面により確認し合うこととした。 		

【事案7】保育施設に対する運営費（賃借料加算）の支給誤り

（子供未来局幼稚園・保育部幼保企画課）

<p>概 要</p>	<p>賃借物件等による保育施設の運営に係る費用負担を軽減するため、施設開設に当たって賃借料を数年分前払いする場合の「賃借料補助」のほか、運営費の給付に上乗せする形で「賃借料加算」を支給している。</p> <p>「賃借料補助」を行った場合は、前払い分の借用期間が終了し通常の賃借料支払いが開始した以降に「賃借料加算」を適用するが、「賃借料加算」の適用開始時期等を誤って管理しており、この情報に基づき誤った「賃借料加算」の適用開始時期を施設に伝えたことにより、過払い又は未払いが発生したものの。【運用上の不備】</p>		
<p>原 因</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 制度理解が不十分であったため、台帳に記載する事項の入力内容が誤っていたこと。 ○ 制度の適用条件や台帳への入力内容について複数の職員で確認する体制が整えられていなかったこと。 ○ 「賃借料加算」の適用開始時期に関する保育施設等への情報提供に際し、組織的な確認を行っていなかったこと。 		
<p>影 響</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○件数：4件 ○金額（総額）：10,643,210円 <ul style="list-style-type: none"> ・過払い3件：8,627,210円(内訳：4,092,750円、3,837,640円、696,820円) ・未払い1件：2,016,000円 		
<p>発 生 期 間</p>	<p>平成31年1月～令和4年3月</p>	<p>覚 知 日</p>	<p>令和4年4月15日</p>
<p>再発防止策確認日</p>	<p>令和4年6月30日</p>		
<p>再発防止策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○法令等根拠の再確認 <ul style="list-style-type: none"> ・根拠となる法令等を確認の上で、マニュアルの作成や見直しを行い、職員へ周知するとともに、台帳等への入力内容について複数の職員で確認を行うことを徹底することとした。 ○手続き方法の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・給付費算定に直接関わる重要事項の対象施設への情報提供は、文書による依頼、回答の手続きにより行うこととした。 		

【事案 8】 保育施設等に対する補助金返還の未請求

(子供未来局幼稚園・保育部幼保企画課)

概要	<p>国や県からの補助金を原資として本市が事業者に補助金を交付し、事業者が整備を行った保育施設等のうち、他法人に有償譲渡や有償貸付を行ったことにより、本来補助金の一部の返還を求める必要があった3施設について、返還を請求していなかったもの。【運用上の不備】</p>		
原因	<p>○事業者が補助施設を他法人に有償譲渡する場合等、財産処分に係る補助金の返還に係る手続きを行う必要があるところ、制度理解に不足があり、当該手続きに係る認識が薄いまま、前例踏襲により事務を行っていたこと。</p> <p>○当該業務に係るマニュアルやチェックシートが整備されておらず、担当者の知見に委ねられていたこと。</p> <p>○根拠法令等の確認が不十分であったことに加え、情報共有や相互チェックなどの組織的な対応が不足しており、財産処分に係る手続きがなされていないことに気付くことができなかったこと。</p>		
影響	<p>補助金の返還</p> <p>○件数：3施設</p> <p>○金額：計 1,442 万円（概算）（内訳：約 218 万円、約 550 万円、約 674 万円）</p> <p>※正式な返還額は国や県との協議を経て決定する</p>		
発生期間	平成 28 年度～令和 2 年度	覚知日	令和 4 年 6 月 29 日
再発防止策確認日	令和 5 年 2 月 16 日		
再発防止策	<p>○マニュアル及びチェックシートの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な手続きについて網羅的に把握できるよう、マニュアルやチェックシートを整備した。 <p>○職場内における制度理解・情報共有の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度当初に新任職員向けの勉強会を実施するとともに、定例の打ち合わせにおいて根拠法令等の確認、事例等の情報の課内共有を図ることとした。 <p>○引継ぎの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務繁忙時期前から引継書の作成に着手することにより、引継ぎ内容の充実を図ることとした。 		

【事案9】保育施設給付における給付費の算定誤り

(子供未来局幼稚園・保育部認定給付課)

<p>概要</p>	<p>平成 27 年度から令和 3 年度までにおける保育施設への給付費の算定に誤りがあり、過大に交付していたもの。【運用上の不備】</p> <p>(1) 各種加算の誤適用について</p> <ul style="list-style-type: none"> 給付費の各種加算認定について、加算に必要となる職員数の必要人数を満たしていないにもかかわらず一部の施設について誤って加算の適用を行っていたもの。 <p>(2) 「教育補助者」の誤算定について</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園及び認定こども園において、教員等に含むことができるとされる教育補助者については幼稚園教諭免許を有することが必要とされるが、幼稚園教諭免許を有しない者を誤って教育補助者として算定し、一部の施設について加算の適用を行っていたもの。 		
<p>原因</p>	<p>○各種加算については、制度理解に不足があり、支給に係る加算認定等にあって、必要職員数の確認が不十分であったこと。</p> <p>○教育補助者の要件を満たしているかの確認が不十分であったこと。</p>		
<p>影響</p>	<p>給付費の過払い</p> <p>○件数：23 施設 ○金額：111,239,193 円（1 施設最大：24,946,760 円）</p>		
<p>発生期間</p>	<p>平成 27 年度～令和 3 年度</p>	<p>覚知日</p>	<p>令和 4 年 1 月 17 日</p>
<p>再発防止策確認日</p>	<p>令和 4 年 8 月 18 日</p>		
<p>再発防止策</p>	<p>○適切な制度理解及び引継の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種加算の認定誤りについて、現在は様式の見直し等を行い適切な取り扱いを行っているが、引き続き適切な給付費の支給に向けて、制度理解に努めるとともにマニュアル等の整備による引継ぎの徹底を行うこととした。 <p>○認定要件周知、管理の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育補助者の認定については、改めて対象施設に要件の周知を行うとともに、指導監査等の機会を活用し確認を行うこととした。 		

行政委員会の権限に属する事務

令和4年度仙台市教育委員会内部統制評価報告書

「仙台市教育委員会内部統制制度の実施に関する要綱」（令和2年3月31日教育長決裁。以下「要綱」という。）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市教育委員会（以下「委員会」という。）においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和2年3月31日市長策定）に基づき、要綱第4条に規定する委員会の権限に属する事務を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和4年度を評価対象期間とし、令和5年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、要綱第4条に規定する委員会の権限に属する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

（1）整備状況の評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、評価基準日において整備上の重大な不備は確認されず、有効に整備されていると判断しました。

（2）運用状況の評価結果

評価対象期間中の運用上の重大な不備を把握したため、当該事務においては、有効に運用されていませんでしたが、上記を除くその他、要綱第4条に規定する委員会の権限に属する事務の執行の結果としては、有効に運用されていると判断しました。

4 重大な不備の是正に関する事項

把握した「重大な不備」については、次ページ以降の一覧のとおり、再発防止の徹底を図り、対応策の適時適切な見直しを継続していくものとします。

令和5年5月19日 仙台市教育長 福田 洋之

◆令和4年度 内部統制制度に係る「重大な不備」一覧

※評価対象期間中に覚知した事案のほか、組織全体にまたがる不備である場合等、影響範囲の調査や原因の分析、再発防止策の検討・実施に時間を要する場合があるため、評価対象期間以前に発生・覚知した事案についても記載することとしている。

【事案1】市立中学校における「アレルギー調査票」及び「心とからだの健康調査票」の誤配付 (教育局総務企画部健康教育課)

概要	担任が次年度の加筆のために保健関係書類を生徒に配付した際に「アレルギー調査票」及び「心とからだの健康調査票」を誤って別の生徒に配付したもの。【運用上の不備】		
原因	<p>○アレルギー調査票については、養護教諭が学級ごとにクリップで止めて配付していたが、3人分3枚がクリップに止まっていたものを、担任が1名分と勘違いしたこと。</p> <p>○心とからだの健康調査票については、担任が学級で生徒本人に渡す際に、2枚重なっている状態で配付してしまったこと。</p>		
影響	<p>個人情報（アレルギー調査票及び心とからだの健康調査票）の漏えい</p> <p>○件数：3名 ○漏えい内容：心身状態、健康状態、アレルギーに係る情報</p>		
発生日	令和4年3月24日	覚知日	令和4年4月7日
再発防止策確認日	令和4年7月12日		
再発防止策	<p>○注意喚起の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報に記載された書類を配付する際には、事前に配付物を複数の職員で確認することとした。 ・ 養護教諭が、個人情報に記載された書類を担任に渡す際には、付箋を貼るなど誤配付を防ぐ対応をとることとした。 ・ 年度末に個人情報に記載された書類を渡す場合には、余裕をもったスケジュールで配付することとした。 ・ 教育委員会において、通知表配付時や年度末・年度始め等の事故発生のリスクが高まる時期を迎える前のタイミングで、具体の事例を紹介することで効果的な注意喚起を図っていくこととした。 <p>○研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会においては、悉皆研修である「フレッシュ先生1年次研修」において具体の事例を挙げて注意喚起を行った。 		

【事案2】野村学校給食センターの電気料金の誤支出

(教育局総務企画部健康教育課)

概要	野村学校給食センターの電気料金は同センターの維持管理・運営を行っている事業者が電力会社に支出しているが、市事務室等に係る電気料金は平成20年4月1日に締結した覚書に基づく請求により市が事業者に対し支出している。しかし事業者からの請求金額に誤りがあり、電気料金を過少に支払っていたもの。【運用上の不備】		
原因	○事業者及び本市双方において、電気料金の支出根拠となる覚書の確認及びその内容の理解が十分でなかったこと。		
影響	電気料金の過少払い ○件数：1事業者 ○金額：4,922,550円 ※上記のうち、事業者への追加支払額（時効完成分を除いたもの） ○金額：1,644,021円 ○期間：平成30年1月分～令和4年9月分		
発生期間	平成20年8月～令和4年11月	覚知日	令和5年2月3日
再発防止策確認日	令和5年3月28日		
再発防止策	○根拠規定等の確認の徹底 ・請求書の内容（電気料金の計算方法、請求額等）が、支出根拠に基づいたものか確認を徹底することとした。		

令和4年度仙台市選挙管理委員会内部統制評価報告書

「内部統制制度の実施に関する要綱」（令和2年3月19日仙台市選挙管理委員会決定）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和2年3月31日市長策定）に基づき、委員会の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和4年度を評価対象期間とし、令和5年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和5年5月15日 仙台市選挙管理委員会

令和4年度仙台市青葉区選挙管理委員会内部統制評価報告書

「内部統制制度の実施に関する要綱」（令和2年5月11日仙台市青葉区選挙管理委員会決定）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市青葉区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和2年3月31日市長策定）に基づき、委員会の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和4年度を評価対象期間とし、令和5年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和5年5月10日 仙台市青葉区選挙管理委員会

令和4年度仙台市宮城野区選挙管理委員会内部統制評価報告書

「内部統制制度の実施に関する要綱」（令和2年5月14日仙台市宮城野区選挙管理委員会決定）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市宮城野区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和2年3月31日市長策定）に基づき、委員会の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和4年度を評価対象期間とし、令和5年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和5年5月11日 仙台市宮城野区選挙管理委員会

令和4年度仙台市若林区選挙管理委員会内部統制評価報告書

「内部統制制度の実施に関する要綱」（令和2年5月13日仙台市若林区選挙管理委員会決定）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市若林区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）においては「仙台市内部統制基本方針」（令和2年3月31日市長策定）に基づき、委員会の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和4年度を評価対象期間とし、令和5年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和5年5月10日 仙台市若林区選挙管理委員会

令和4年度仙台市太白区選挙管理委員会内部統制評価報告書

「内部統制制度の実施に関する要綱」（令和2年5月13日仙台市太白区選挙管理委員会決定）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市太白区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和2年3月31日市長策定）に基づき、委員会の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和4年度を評価対象期間とし、令和5年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和5年5月10日 仙台市太白区選挙管理委員会

令和4年度仙台市泉区選挙管理委員会内部統制評価報告書

「内部統制制度の実施に関する要綱」（令和2年5月7日仙台市泉区選挙管理委員会決定）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市泉区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和2年3月31日市長策定）に基づき、委員会の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和4年度を評価対象期間とし、令和5年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和5年5月12日 仙台市泉区選挙管理委員会

令和4年度仙台市人事委員会内部統制評価報告書

「仙台市人事委員会内部統制制度の実施に関する要綱」（令和2年3月31日仙台市人事委員会決定）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市人事委員会（以下「委員会」という。）においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和2年3月31日市長策定）に基づき、委員会の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和4年度を評価対象期間とし、令和5年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和5年5月9日 仙台市人事委員会

令和4年度仙台市監査委員内部統制評価報告書

「内部統制制度の実施に関する要綱」（令和3年1月13日代表監査委員決裁）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市監査委員（以下「委員」という。）においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和2年3月31日市長策定）に基づき、委員の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和4年度を評価対象期間とし、令和5年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、委員の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、委員の権限に属する事務全般に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和5年5月19日 仙台市代表監査委員 船山 明夫

令和4年度仙台市農業委員会内部統制評価報告書

「内部統制制度の実施に関する要綱」（令和2年3月31日仙台市農業委員会事務局長決裁）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市農業委員会（以下「委員会」という。）においては「仙台市内部統制基本方針」（令和2年3月31日市長策定）に基づき、委員会の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和4年度を評価対象期間とし、令和5年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、委員会の権限に属する事務全般に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和5年4月27日 仙台市農業委員会

公営企業管理者の権限に属する事務

令和4年度仙台市水道局内部統制評価報告書

「仙台市水道局内部統制制度の実施に関する要綱」（令和2年3月31日管理者決裁）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市水道局においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和2年3月31日市長策定）に基づき、管理者の権限に属する事務全般を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和4年度を評価対象期間とし、令和5年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、管理者の権限に属する事務全般に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

（1）整備状況の評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、評価基準日において整備上の重大な不備は確認されず、有効に整備されていると判断しました。

（2）運用状況の評価結果

評価対象期間中の運用上の重大な不備を把握したため、当該事務においては、有効に運用されていませんでしたが、上記を除くその他管理者の権限に属する事務の執行の結果としては、有効に運用されていると判断しました。

4 重大な不備の是正に関する事項

把握した「重大な不備」については、次ページ以降の一覧のとおり、再発防止の徹底を図り、対応策の適時適切な見直しを継続していくものとします。

令和5年5月19日 仙台市水道事業管理者 佐藤 伸治

◆令和4年度 内部統制制度に係る「重大な不備」一覧

※評価対象期間中に覚知した事案のほか、組織全体にまたがる不備である場合等、影響範囲の調査や原因の分析、再発防止策の検討・実施に時間を要する場合があるため、評価対象期間以前に発生・覚知した事案についても記載することとしている。

【事案1】職員給与に係る昇給号俸の加算漏れ及び過剰加算

(水道局総務部総務課)

概要	<p>令和2年度の定期昇給において、昇格者に係る号俸加算が一部漏れていたもの。また、令和3年度の復職調整において、本来なら復職後の定期昇給時に加算すべきところ、誤って復職時に加算していたもの。</p> <p>【運用上の不備】</p>		
原因	<p>○昇給制度に関する十分な理解が不足していたとともに、当該業務に係る適切な事務処理体制となっていなかったこと。</p>		
影響	<p>加算漏れによる過少支給及び過剰加算による過剰支給</p> <p>○件数：加算漏れ11件、過剰加算1件</p> <p>○金額：加算漏れ649,037円、過剰加算354,531円</p>		
発生期間	令和2年度～令和4年度	覚知日	令和5年2月3日
再発防止策確認日	令和5年3月15日		
再発防止策	<p>○研修の実施及びチェック体制の整備</p> <p>・昇給制度に関する担当者研修を新たに行うとともに、当該事務に係る作業手順書等を分かりやすく改良した。また、複数職員による確認を徹底することとした。</p>		

令和4年度仙台市交通局内部統制評価報告書

「仙台市交通局内部統制制度の実施に関する要綱」（令和2年3月31日管理者決裁。以下「要綱」という。）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市交通局においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和2年3月31日市長策定）に基づき、要綱第4条に規定する管理者の権限に属する事務を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和4年度を評価対象期間とし、令和5年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、要綱第4条に規定する管理者の権限に属する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、要綱第4条に規定する管理者の権限に属する事務に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和5年5月16日 仙台市交通事業管理者 吉野 博明

令和4年度仙台市ガス局内部統制評価報告書

「仙台市ガス局内部統制制度の実施に関する要綱」（令和2年3月31日管理者決裁。以下「要綱」という。）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市ガス局においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和2年3月31日市長策定）に基づき、要綱第4条に規定する管理者の権限に属する事務を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和4年度を評価対象期間とし、令和5年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、要綱第4条に規定する管理者の権限に属する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、要綱第4条に規定する管理者の権限に属する事務に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和5年5月19日 仙台市ガス事業管理者 中鉢 健嗣

令和4年度仙台市立病院内部統制評価報告書

「仙台市立病院内部統制制度の実施に関する要綱」（令和2年3月31日病院事業管理者決裁。以下「要綱」という。）に基づき評価を行い、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

仙台市立病院においては、「仙台市内部統制基本方針」（令和2年3月31日市長策定）に基づき、要綱第4条に規定する管理者の権限に属する事務を対象とし、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

令和4年度を評価対象期間とし、令和5年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、要綱第4条に規定する管理者の権限に属する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価した限りにおいて、要綱第4条に規定する管理者の権限に属する事務に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和5年5月16日 仙台市病院事業管理者 奥田 光崇